

熊本県管理漁港区域内における電柱等の共架に係る 占用事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号。以下「条例」という。）別表第1及び別表第2占用料の項に規定する電柱等を設置した者以外の者が、電柱等に電線その他これに類するものを架設する場合（以下「共架」という。）の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。
(手続)

第2 共架に係る占用許可については、通常処理のほか次の各号によるものとする。

- (1) 許可申請があった場合、電柱所有者の承認の確認後に申請を受理するものとする。ただし、申請者及び所有者が九州電力送配電株式会社及び西日本電信電話株式会社相互間の場合は、共架に係る相互の協定があるため確認を要しない。
- (2) 申請に当たっては、共架の架設箇所を明示した図面を添付させるものとする。
- (3) 同一の者が同時に同一漁港区域内において、電柱等設置と共架架設の申請を行う場合は、一件の申請として差し支えないものとする。

(期間)

第3 共架に係る占用許可の期間は、最長10年とし、支障のない限り当該共架を架設する電柱等の期間に合わせるものとする。

(本数の算定)

第4 共架の占用許可を行う場合の本数の算定については、共架に係る本柱のみを算定することとし、支柱、支線等については算定しないものとする。

(占用料の額)

第5 条例別表第1電柱等を設置した者以外の者による当該電柱等への電線その他これに類する者の架設の項に規定する「知事が別に定める額」については、条例別表第1電柱等の設置の項に定める単価に0.6を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この要領は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 平成4年7月1日以前に既に共架がなされている場合は、この要領に定めるもののほか次の各号によるものとする。

- (1) 電柱等の占用許可の更新申請がなされた場合には、当該電柱等の所有者に対して共架の有無について確認するものとする。
- (2) (1)で共架が確認されたものについては、速やかに共架に係る占用許可の申請を行うよう電柱等所有者及び共架者に対し指導するものとする。
- (3) 電柱等の占用許可の更新手続きについては、当該電柱等に架設される共架の占用許可申請手続きと併せて行うものとする。

附 則

この要領は、熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例(令和3年熊本県条例第25号)の施行の日(令和3年3月26日)から施行する。